



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………三
  - 貸金業法による行政処分……………（産業労働局金融部貸金業対策課）……………五
  - 保安林の指定解除……………（産業労働局農林水産部森林課）……………五
  - 保安林の指定……………（同）……………五
  - 都道の区域変更（二件）……………（建設局道路管理部路政課）……………六
  - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………九
- 公 告
- 軽油引取税に係る免税証の無効……………（主税局課税部課税指導課）……………〇
  - 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………〇
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………〇

告示

●東京都告示第百十七号

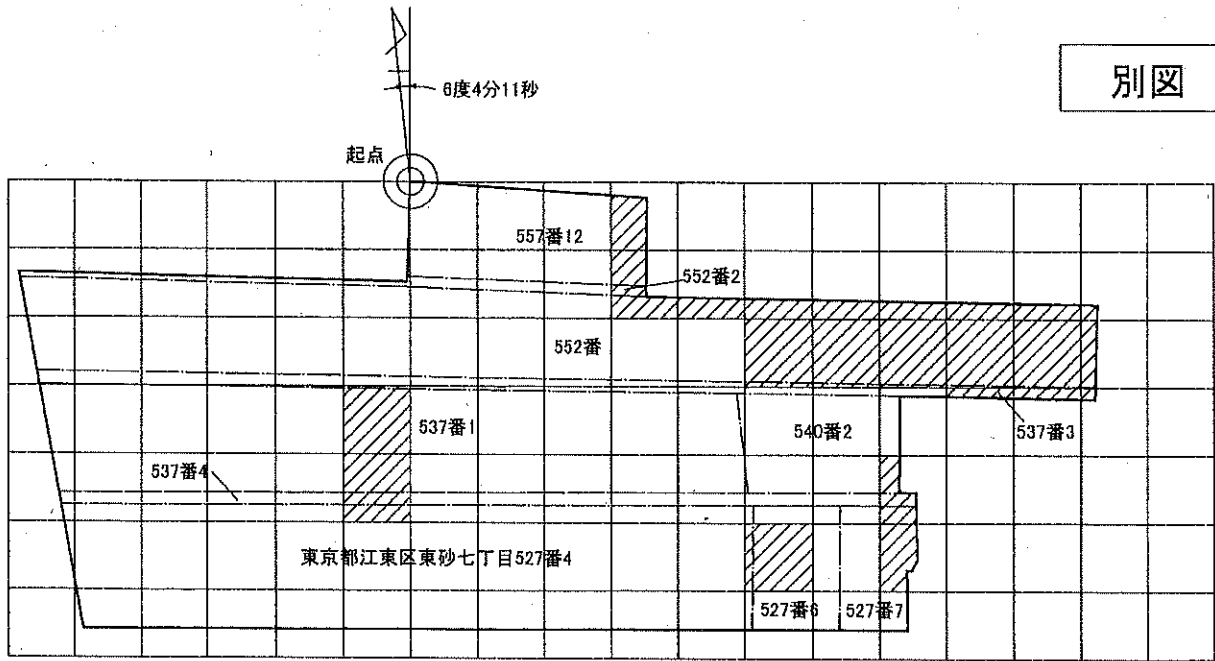
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区東砂七丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】  
 起点は、江東区東砂七丁目527番12の  
 最北端とする。

【起点】 6度4分11秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西  
 方向に及び南北方向に引いた線並びに  
 これらと平行して10m間隔で引いた線に  
 より形成されている格子を、起点を中心  
 として、右回りに回転させた角度を示す。

— 敷地境界  
 - - - 筆境界  
 ——— 単位区画

形質変更時要届出区域

●東京都告示第百十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ  
 ならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

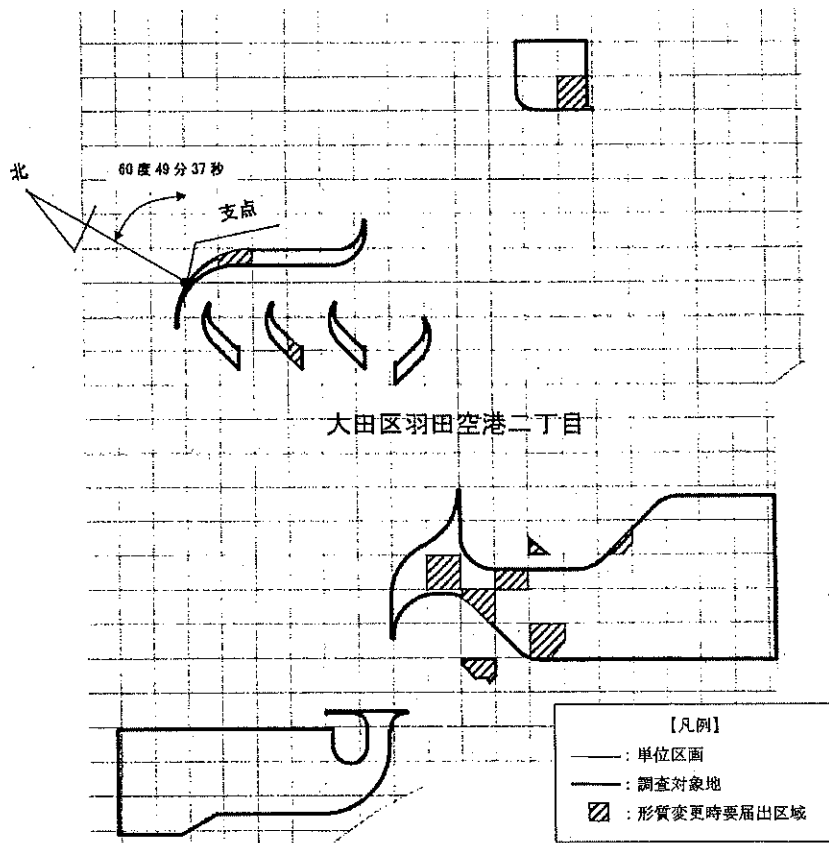
平成三十一年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空  
 港二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びそ  
 の化合物

別図



【格子の回転角度 (60度 49分 37秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】  
 支点は、大田区羽田空港二丁目の一部のうち、調査範囲全体の最北端 (X: 50343.713, Y: 6094.439) とする。  
 ※支点の座標は、測量法 (昭和24年法律第188号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第百十九号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千三百七十九号及び平成三十年東京都告示第百二十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (小平市小川東町三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去